

入札執行の公開に関する取扱いについて

競争入札の透明性を高め公正な入札の執行を図る観点から、入札執行を公開することとし、その実施を適正かつ円滑に行うため、次のとおり取り扱うこととする。

記

1 公開の対象

一般競争入札、指名競争入札とする。

2 公開の方法

入札執行の公開は、入札会場での傍聴を認めることにより行うものとし、次の方法により実施する。

- (1) 入札執行の公開に当たっては、入札を公正かつ円滑に執行することができるよう、別添「苫小牧港管理組合入札執行傍聴要領」を傍聴者に周知し、当該入札の執行中における会場の秩序維持に努めることとする。
- (2) 入札会場には傍聴場所を設け、入札担当課において、あらかじめ傍聴を認める定員を定めることとする。
なお、入札会場及び入札形態によりあらかじめ定員を定めがたい場合には、定員を定めずに、入札時の会場の状況等を勘案し適宜対応できることとする。
- (3) 入札の参加業者に対しては、当該入札の公告又は指名通知により、入札執行の公開を行う旨を事前に通知することとする。
- (4) 入札の執行日時、場所、傍聴の申込方法、定員等については、入札担当課において当該入札の公告又は指名通知後、課内に掲示し周知することとする。
- (5) 入札の傍聴を希望する者に対しては、入札担当課において、入札執行30分前から受付簿に申込者の氏名、住所、電話番号の記入を求め、先着順で受け付け、定員になり次第終了することとする。この場合において、入札執行の秩序維持のため必要があると認めるときは、傍聴を認めないこととする。

3 その他

- (1) 入札執行の公開は、入札執行中において傍聴者からの質疑その他の発言を認めるものではないこと。
- (2) 入札会場については、その公開を理由として改めて会場の確保を求めるものではないこと。
- (3) この取扱いは、報道機関が行う入札執行の公開に対する取材活動を対象とするものではないこと。

4 実施期間

この取扱いは、平成30年4月2日以降に公告又は指名通知を行う一般競争入札及び指名競争入札から実施するものとする。

苫小牧港管理組合入札執行傍聴要領

1 傍聴の手続

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の30分前から、入札会場において「入札執行傍聴受付簿」に氏名、住所及び電話番号を記入し、入札執行者の許可を得た上で、その指示に従って入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。なお、定員を特に定めていない場合でも、会場の都合等により入室者数を制限することがあります。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、事前に申し出てください。

2 傍聴する際の留意事項

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手などは行わないでください。また、携帯電話等をお持ちの方は電源をお切りください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入退室は、原則として認められません。なお、特別な事情がある場合は、担当者の指示に従ってください。
- (3) 入札会場において、飲食などはしないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音などを行う方は、指示された事項を守ってください。
- (5) 入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

3 入札執行の秩序の維持

- (1) 2の事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。
なお、傍聴の仕方について、お分かりにならないことがあれば担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) (2)に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。

入札執行傍聴受付簿

平成 年 月 日 時 分 入札執行分

整理 番号	氏 名	住 所	電 話 番 号	摘 要
1				
2				
3				
4				
5				

注 「摘要」欄には、傍聴整理券の番号、傍聴を認めなかった理由等を記入すること。